

## 「地域警察運営規則の一部を改正する規則」について

### 1 改正の趣旨

地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号）において地域警察の効果的運用を図るために必要な事項を定めているところ、警戒の空白を生じさせないための組織運営に向けた取組の一環として、人口動態の推移や警察事象の変化に即した地域警察の柔軟な運用が可能となるよう関係規定を改正する。

### 2 改正の概要

- (1) 交番及び駐在所の配置人員の基準の見直し等
- (2) 巡回連絡の実施方法の見直し
- (3) 勤務方法の柔軟化と管内実態を踏まえた活動重点事項の策定
- (4) 警察本部長、警察署長及び地域警察幹部の責務の明確化
- (5) 自動車警ら班、自動車警ら隊及び直轄警ら隊の設置基準の明確化
- (6) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日

公布の日（令和 6 年 9 月 13 日予定）